

白山市社会福祉協議会福祉バス運行要領

●目的

福祉バスは、福祉の目的で各団体に貸し出し、各団体の福祉活動の促進を図ることを目的とする。

●利用要件 **利用可能団体の利用は年度内3回まで**

運行時間	1日の運行時間は、午前7時30分～午後6時30分の間で、福祉ふれあいセンター車庫の出庫から入庫までの時間を、8時間以内とする。（※日帰りのみ）
運行範囲	運転時間が片道3時間を超えず、かつその使用距離が片道で150kmを超えない範囲。 目的地は2箇所まで とし、目的地以外の立ち寄りについては、運行ルート上における昼食、トイレ休憩のみ可。
利用人数	10人～28人
貸出不可の日	(1)市社会福祉協議会及び市の行事で使用する日 (2)点検、車検等整備に必要な期間 (3)12月28日から1月3日及びこの期間と連続する土曜・日曜 (4)天災、荒天等のため運行が不適切と認められた日
運行経費	無料（但し、駐車料金、有料道路通行料金は利用者負担）
利用可能団体 （白山市内の団体に限る）	優先利用団体 白山市遺族連合会、白山市身体障害者団体連合会、白山市母子寡婦福祉協会、白山市ボランティア連絡協議会、白山市民生委員児童委員協議会、白山市老人クラブ連合会、白山市聴覚障害者協会 利用可能団体 地区社会福祉協議会、地域ふれあいサロン、白山市身体障害者団体連合会所属の障害者団体、白山市民生委員児童委員協議会所属の地区民生委員児童委員協議会、白山市遺族連合会所属の遺族会、白山市老人クラブ連合会所属の単位老人クラブ、白山市ボランティアセンターに登録してあるボランティア団体

●利用申込について

予約受付開始	利用日の3ヶ月前の日が属する月の1日の午前9時から。 （該当の日が土日祝日の場合は直後の営業日とする）
※予約会	予約受付開始時に白山市福祉ふれあいセンターにて予約会を行う。 予約が入らなかった日については、随時予約受付可とする。

申請期限	利用日の2週間前まで。期限までに申請書の提出がない場合、予約は自動的に取り消され、バスの使用は認めない。
受付期間の例外	上記優先利用団体の申請で県大会など日程の変更が難しい場合、上記受付開始日より前に予約受付することができる。

●行程変更・取り消しについて

申請書提出後の行程変更(**小規模変更のみ**)は**予定の1週間前までは認める**。それ以降は認めない。取消しする場合は必ず書面で申し出ること。

①変更は1週間前まで (FAX、郵送可(必着)、土日祝日の場合は前営業日午後5時まで)

②取消は予定前日まで (FAX、郵送可(必着)、土日祝日の場合は前営業日午後5時まで)

●バス利用目的について

その利用目的(福祉推進のため)を逸脱して利用できない。特に観光目的での使用は不可である。また、飲酒を伴う行事での使用は、理由にかかわらず認めないものとする。

※閉じこもり予防等であっても、目的地は2箇所までとする。

○利用目的(福祉推進のため)記載例

- ・他福祉団体との交流会 ・外出によるリハビリ ・福祉の施設見学
- ・当事者の社会参加、閉じこもり予防 ・福祉に関する研修

×「福祉の目的」と認められない記載例

- ・冠婚葬祭 ・スポーツ大会 ・会員の親睦、交流
- ・(団体の)行事、食事会、旅行等 ・福祉に関しない研修
- ・「風土にふれる」「食について知る」など、観光が主目的と認められる内容

●特記事項

- ・バス内は飲食、喫煙禁止とする。但し、お茶、水は可(熱中症予防)とする。
- ・バス利用中の飲酒は禁止とする。
- ・**原則として入場料等が発生する目的地へは運行しない。**
- ・訪問先においては必ずバスの駐車場所を確保すること。
- ・乗降場所には周囲の安全が確保できる場所を選定すること。
- ・個人宅前の送迎は不可とする。(集会所や公民館などで集合、解散すること)
- ・燃料節減のため、待機中のエンジンや車内空調は停止する。
- ・6歳未満の者が乗車する場合はチャイルドシートを用意すること。
- ・運転手への心付けや歓待、食事の提供は禁止する。
- ・やむを得ない場合を除き、行程の変更は不可とする。
- ・利用者の都合で当日の取消しをした場合、所定の取消料を徴収する。
- ・**この要領に反して使用した場合、以降1年間利用禁止とすることがあります。**

